

執筆者紹介

(執筆順、※は編者、消費者法を学ぶにあたって一言)

- ※長尾 治助** 元立命館大学名誉教授・弁護士 第1章
生身の人を尊ぶ社会の構築に向け、法と諸制度の創造に努めて下さい。
- 和田 真一** 立命館大学法科大学院教授 第2章
徹底して消費者の立場に立った権利の保護を考えてみる必要があると思います。
- 谷原 修身** 青山学院大学名誉教授 第3章
人間が「人間らしく」生きることは、憲法の保障する基本的人権であると同様に、われわれ消費者が「賢い消費者」として生活することも基本的な権利なのです。
- ※鹿野 菜穂子** 慶應義塾大学法科大学院教授 第4章
様々な紛争事例を念頭に置き、当事者の身になって、いかなる法的主張が可能かつ適切かを検討して下さい。
- ※中田 邦博** 龍谷大学法科大学院教授 第5章
消費者法を理解し、創造的に発展させるには多様な法分野の知識を総合することが必要です。21世紀の豊かな消費生活のために、一緒に「新たな消費者法」を創造しましょう。
- 高嶺 英弘** 京都産業大学法科大学院教授 第6章
消費者法は、われわれの日常生活に深く関わる法分野であるとともに、法律学の基本的枠組みを学習する最適の素材でもあります。消費者法を手がかりにして、より深く法律学を学ばれてみてはいかがでしょうか。
- 増成 眞咲** 神戸学院大学法科大学院教授 第7章
広い視野と当事者の気持ちを大切にして学ぼう。
- 山口 純夫** 甲南大学名誉教授、愛知学院大学法科大学院教授 第8章
新聞・インターネットのホームページも消費者法の教材です。

たに もと けい こ
谷本 圭子

立命館大学法学部教授

「消費者」を対象とした法がなぜ必要となるのかを見据えながら、一般的な法（特に民法）とはどのように違うかを意識して学んで下さい。

かわ ち ひろ ゆき
川地 宏行

明治大学法学部教授

消費者法は資格試験や就職に必要な科目ではないため疎かにされがちですが、快適な日常生活を送るためになくてはならない法領域です。自分が被害者になる可能性もあるわけですから、しっかり勉強してください。

ばん どう とし じ
坂東 俊矢

京都産業大学法科大学院教授

消費者法の出発点は事実（消費者苦情）だと思う。その妥当な解決に民法をはじめとする法には何ができるか。何が足りないのかを考えてもらいたい。きっと法律の勉強が楽しくなる。

か が やまと しげる
加賀山 茂

明治学院大学法科大学院教授

消費生活に関する法律には、私法から経済法や行政法に及ぶ多種多様な法律が含まれる。消費者法を学ぶことは、法律の入門としても、一度学んだ基礎的な法律の応用としても、エキサイティングなものとなるだろう。

はぎ や まさ し
萩屋 昌志

龍谷大学法科大学院教授

自分が消費者事件にまきこまれ、その解決のため訴訟をすることになったと想定すると、消費者法の問題点がより明確になるでしょう。

よね まる つか ほる
米丸恒治

神戸大学大学院法学研究科教授

消費者法は、現代的でかつさまざまな法分野に関わる総合的な法学の分野です。基礎的科目からしっかりと勉強して下さい。